

**函館地方裁判所委員会（第16回）及び函館家庭裁判所委員会（第16回）議事概要**  
( 函館地方・家庭裁判所委員会事務局 )

**1 日時**

平成21年11月20日(金)午後3時00分～午後4時40分

**2 場所**

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

**3 出席者（敬称略）**

(地裁委員) 伊藤政洋, 岡嶋一夫, 高橋貞春, 永澤和枝, 橋田恭一, 平野美智子, 嶋田敬昌, 高瀬保守

(家裁委員) 岡村弘之, 北村千尋, 坂野昌之, 藤井壽夫, 三上昭廣, 森越清彦, 大畠崇史

(兼務委員) 瀧澤泉

(地裁事務局) 事務局長小才度富健, 事務局次長二本柳聡, 民事首席書記官高橋潤一, 刑事首席書記官遠藤清典, 総務課長村上奉文, 総務課庶務係長石田良次

(家裁事務局) 事務局長加藤豊, 事務局次長小田修, 首席家庭裁判所調査官細田隆, 首席書記官高橋政美, 総務課長紺野陽一, 総務課庶務係長福田裕子

**4 議題**

法教育に関する裁判所の関わり方について

**5 机上配布資料**

(1) 進行次第

(2) 着席図

(3) 新聞記事写し

(4) 模擬裁判, 公判傍聴等一覧

(5) 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(分析編)

(6) 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(概況・資料編)

(7) これまでに地家裁委員会で取り上げた議題について

**6 議事**

(1) 開会宣言(総務課長)

(2) 新委員から自己紹介

(3) 法教育に関する裁判所の関わり方について

(事務局から説明した。)

(委員長)

法教育に関して, 今, 学校ではどのような授業を行っているのか, 教えていただきたい。

(委員)

裁判所や裁判制度については、小、中学校ともに、社会科で学ぶ。裁判員制度については、総合的な学習の時間を使っている。

中学校では、非行やいじめなどの問題について、その根本的なことを解決するために、中学生として身につけるべきリーガルマインドを教えていく必要がある。より現実的な学習を学ぶことが、様々な観点から重要と感じている。

(委員)

今回の事務局の説明によって、多くの人が裁判所へ見学に来ていること、また、裁判所職員が遠方の学校へ出向いて模擬裁判体験等を行っていることを知って驚いた。現実の裁判に触れる機会があることは良いことである。

裁判所については小学校6年生、中学校3年生で学ぶが、裁判所の見学の実態や今回視聴したDVDについて、認識している社会科担当教師は少ないであろう。社会科教育研究会等の教師が、裁判所で行っている活動を、まず認識することが大事と思う。これにより、もっと有効な裁判所と学校現場のつながりができるのではないか。総合的な学習は希望者のみに限定されるため、社会科で全員が学ぶことが望ましい。社会科の教師に周知する必要があると思った。

(事務局)

教員研修に関しては、検察庁が窓口となって、初任者研修、10年目研修などという名称で年3回程度の割合で実施しており、この実施に対して裁判所も協力している。裁判所では、実際の法廷で、裁判員裁判の模擬評議体験などを行っている。

(委員長)

模擬裁判等について、裁判所としてはできるだけ協力したいところではあるが、本来の職務もあるので、日程や施設の面で限界がある。

(事務局)

毎月第3水曜日を「函館の裁判員の日」とし、「裁判員ショートツアー」と題して裁判員制度の説明等を企画している。見学申込み者をその日に集約して、効率化を図っている。

(委員)

調停委員として、物事を話し合いで解決、争いごとをおさめていく仕事をしている。裁判所には、お互いの常識の中、もっている知識の中で話し合い、解決する方法がある。学校で、裁判の勉強をする前に、ディベート、議論の訓練がどのようになされているのか、話し合いを上手にすることをどう取り入れているか、お聞きしたい。

(委員)

現在、新指導要領の移行期であり、各教科にコミュニケーション能力、言語活動という項目が設けられている。例えば、美術の授業において、作業をする際にコミュニケーションを活発にさせるため、生徒同士に話し合わせながら様々な色を作成させるという内容の授業がある。道徳では葛藤教材を取り入れたり、また、理科では仮設実験授業など、どちらともとれる問題を投げかけるな

どし、意見を戦わせ、そして、能力を高めている。このように、中学校では、ソーシャルスキルトレーニング、こんな場面になったとき、どんな意見を言ったらよいのかというコミュニケーション能力を培うことを行っている。

(委員長)

学校に限らず、団体として法教育について活動していることがあれば、説明してほしい。

(委員)

司法書士会では、広報活動として、無料相談会を行っている。

(委員)

弁護士会は、法教育に関しては、裁判員制度施行前に、裁判所や検察庁と同様に、同制度の周知に関する広報活動を行っていた。

継続的なものとしては、司法制度について、地域の司法活動を含めて行っている会がある。また、消費者教育ということで、毎年、学校に講師を派遣している。法教育とは言えないかもしれないが、法律相談も行っている。

(委員)

弁護士会全体ではないが、各弁護士が個別に、自治体、PTA、高齢者大学等へ講師として行っているようである。また、弁護士の中には、消費者教育講座を実施したり、大学の憲法の授業の中で模擬の裁判員裁判も行っている。

国民が参加する裁判員裁判について、文部科学省は何か新しいことをやっているのだろうか。

(委員)

文部科学省では特に企画しているものはない。ただ、裁判員制度について、多くのマスコミが取り上げており、これによって国民の認知度が一気に上がっている。マスコミの教育力というのはかなり大きい。学校で行うより大きな教育と感じている。

(委員)

社会人に対してはマスコミによる教育でもよいかもしれないが、これからの時代を担う子供達はそれでよいのだろうか。

(委員)

小学校6年生と中学校3年生の社会科授業では、裁判員裁判についてとりあげている。指導要領には書いてはいないが、教師は主体的にやっているのではないだろうか。

(委員)

年間スケジュールの中で、教師が授業内容に濃淡をつけること、例えば、1時間を裁判員裁判の授業に使うことなどは可能なのか。

(委員)

裁量は認められている。

(委員長)

裁判所としては、本来業務があって、多くの子供たちに接することが実際には難しい。効率的にやる工夫、例えば、教師に教えて広めていくなどのアイデ

アはないか。

(委員)

裁判所の広報予算は限られているだろうが、効率的な観点から、先ほど事務局説明で視聴した広報用DVDの貸出は可能か。

(事務局)

広報用DVDは数種類あって、貸し出しできるものもある。

(委員)

裁判員制度のDVDもあるのか。

(事務局)

広報イベントの際に配布する等している。

(委員)

裁判所において、各学校に調査表を配付して、希望する学校に対して裁判所職員等を派遣することはできないか。

あるいは、裁判所職員が学校に来て模擬裁判を行うのが難しい場合、模擬裁判のシナリオを事前に学校に送付して、当日、学校の方で行うということが可能ではないか。また、教員対象の研修会でシナリオを公開し、それを学校に戻り広めるといえるのはどうか。

(事務局)

教員研修で模擬評議を体験した教員からは、自分の学校の児童、生徒に模擬裁判を体験させたいという申込みがあった。

裁判所で模擬裁判を行う際には、申込みのあった学校へシナリオを送付して、事前に目を通すなどの練習をしてもらうことが多い。

(委員長)

裁判官や裁判所職員が出向くとなると、往復の時間、裁判官の法廷の関係もあり日程調整が難しい。

裁判所内でこのようなことをするといいいのではないかという意見はないか。

(委員)

裁判所には留学生の見学もあったようであるが、外国人への対応として、例えば、裁判所内の標示物の日本語の下に英語の表記があってもよいのではないか。英語の表記をつけることにより、小学生も単語を覚え、国際交流が深まるのではないか。

(委員)

裁判員制度が身近になることにより、自分がかかわる被告人の刑の内容、量刑に関心が高まる。裁判所として、刑務所のプログラム内容をもっと知らせていくことが必要なのではないか。実際に、刑務所での刑がどうなっているのかを、知らしめる必要があるのではないか。

(委員長)

量刑については、裁判に必要な限度において説明している。また、刑務所での執行状況など裁判員裁判の評議に必要な内容については、裁判所として情報提供を行うシステムになっている。

( 4 ) 次回期日の告知

( 委員長 )

次回の地家裁委員会は、3月18日(木)午後3時からとすることによろしいか。

( 異議なし )

( 5 ) 次回委員会のテーマについて

( 委員長 )

次回の地家裁合同委員会のテーマについて、御提案はないか。

( 委 員 )

新しい委員も入ったので、裁判所のことをもっと細かく教えてほしい。「裁判所の取り扱っている事件について」又は「函館の裁判官の仕事について」というテーマはどうか。

( 委 員 )

「裁判員裁判の問題点について」はどうか。

( 委員長 )

裁判員裁判については、当庁において数件実施した後が良いのではないか。

裁判官の仕事については、委員に裁判所の仕事を理解していただくためには良いテーマではあるが、議論になりにくいとも思われる。次回のテーマについては、提案された「裁判官の仕事」に関連したもの、これを中心に議論のできるテーマになるよう裁判所として工夫したい。

これまでと同様、テーマは随時受け付けているので、総務課まで御連絡をいただきたい。

以上で、本日の予定はすべて終了した。熱心な御討議をいただき、委員の皆様のお協力に厚くお礼申し上げます。

( 6 ) 閉会宣言( 総務課長 )

以 上

## 函館地方裁判所委員会委員名簿

### 〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館青年会議所指導力開発委員会委員長	伊 藤 政 洋
函館市町会連合会副会長	岡 嶋 一 夫
札幌テレビ放送函館放送局長	春 日 和 彦(家裁委員兼務)
北海道新聞函館支社報道部長	坂 牛 隆(家裁委員兼務)
函館司法書士会所属司法書士	高 橋 貞 春
函館市女性会議会長	永 澤 和 枝
函館市教育委員会委員長	橋 田 恭 一
函館地方法人会女性部会部会長	平 野 美智子

### 〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	嶋 田 敬 昌
-------------	---------

### 〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	野 原 一 郎(家裁委員兼務)
------------	-----------------

### 〔4号委員〕

函館地方裁判所長	瀧 澤 泉(家裁委員兼務)
----------	---------------

### 〔5号委員〕

函館地方裁判所裁判官	高 瀬 保 守
------------	---------

## 函館家庭裁判所委員会委員名簿

### 〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

北斗市市民部市民課長	岡 村 弘 之
札幌テレビ放送函館放送局長	春 日 和 彦（地裁委員兼務）
函館調停協会副会長	北 村 千 尋
北海道新聞函館支社報道部長	坂 牛 隆（地裁委員兼務）
函館市社会福祉協議会総務部長	坂 野 昌 之
北海道教育大学講師	高 木 康 一
函館市中学校長会事務局員（函館市立の場中学校校長）	藤 井 壽 夫
函館渡辺病院院長	三 上 昭 廣

### 〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	森 越 清 彦
-------------	---------

### 〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	野 原 一 郎（地裁委員兼務）
------------	-----------------

### 〔4号委員〕

函館家庭裁判所長	瀧 澤 泉（地裁委員兼務）
----------	---------------

### 〔5号委員〕

函館家庭裁判所裁判官	大 畠 崇 史
------------	---------